

生徒心得

■ 服 装

- 1 服装は高校生らしく、清潔、質素、端正であること。
- 2 通学時及び校内（校外において教育活動を実施する場合を含む。以下同じ。）においては、制服を着用すること。
 - (1) I 型・II 型いずれかの制服を着用し、ネクタイまたは、リボンを着用する。
 - (2) 夏服は、指定の長袖または半袖ニットシャツとし、ネクタイまたはリボンは着用しなくてもよい。また、指定のベストを着用してもよい。
 - (3) 冬季においては指定のベスト・セーターを着用してもよい。
- 3 通学時及び校内においては、白色または黒色の運動靴、もしくは黒革の短靴を着用すること。
- 4 実習服及び体操服等は、校内において指定された場合にのみ着用すること。

■ 風紀等

- 1 常に礼儀を重んじ、作法をよくわきまえて行動すること。
- 2 言葉遣いは正しく明瞭であるように心がけ、粗暴または野卑な言葉を使わないこと。
- 3 朝夕や職員室等の出入りの際には、大きな声で挨拶をすること。
- 4 飲酒または喫煙、その他法令により禁止されている行為はしないこと。
- 5 暴力または脅迫を伴う行為はしないこと。
- 6 学校が行う教育活動を妨げたり、学校の教育的環境を乱すような行動はしないこと。
- 7 次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ学校に承認を願い出ること。
 - (1) 団体の結成に関与したり、団体に加入したりしようとするとき。
 - (2) 集団行動または集会に参加しようとするとき。ただし、体育もしくは競技等の行事または国もしくは地方公共団体の行事に参加しようとするときを除く。
- 8 団体の結成等に関して学校の承認を受けようとする者のうち、前項(1)に該当する者は団体加入等承認願書（第 1 号様式）に、前項(2)に該当する者は集団行動等承認願書（第 2 号様式）にそれぞれ次表に掲げる事項を明示して、これをホームルーム担任に提出すること。この場合、団体加入等承認願書には、その他団体の組織および運営に関する資料を添えること。

承認願書の種類	事 項
団体加入等承認願書	団体加入等の目的並びに団体の目的・事務所・代表者・事業及び団体構成員の権利義務
集団行動等承認願書	集団行動等参加の目的・日時及び場所並びに集団行動の参加人員・責任者の氏名及び方法

■ 校内生活

- 1 所持品
 - (1) 生徒手帳は常に携帯すること。
 - (2) 学用品（実習服及び特別教育活動において使用する用具等を含む。以下同じ。）には、必ず氏名を明記しておくこと。
 - (3) 学用品以外のもの（凶器、危険を伴う薬品、遊具、学習に不要な図書等）を所持しないこと。

- (4) 不必要な金銭または貴重品等を所持しないこと。
- (5) 他人の物は無断で使用しないこと。また、金銭の貸借をしないこと。
- (6) 金銭、時計など貴重品は常に自分の身につけて管理し、教室や部室に放置しないこと。
- (7) 下校の際は所持品を学校に残さないようにすること。
- (8) スマートフォン等の校内持ち込みについては許可願を提出すること。

2 出欠席

- (1) 無断または正当な理由なく欠席・欠課・遅刻または早退をしないこと。
- (2) 欠席する場合は、事前にホームルーム担任まで、その理由を保護者を通じて電話等で連絡すること。欠席が7日以上にわたる場合、その理由が病気または負傷であるときは、医師の診断書または理由書を添えて届け出ること。
- (3) 欠課・早退するときは、ホームルーム担任の許可を受け、生徒手帳諸届欄にその事由を記入して許可印を受けること。
- (4) 遅刻したときは、教務職員室で遅刻届にその事由を記入し、許可印を得た上で教室へ入室し、これを授業担当者に提出すること。
- (5) 病気・負傷その他やむを得ない理由によって休学するときは、保護者が休学許可願書（病気または負傷による場合は医師の診断書を添える。）を校長に提出すること。
 - ① 学期間は1年以内とするが、特に必要があると校長が認めるときに限り、2年まで延長することができる。
 - ② 休学期間には、休学許可日以後初めて到来する月のはじめから起算して、3箇月を経過するまでの期間が含まれていなければならない。

■ 通学及び交通

1 自転車通学

- (1) 自転車通学を希望する者は自転車通学許可願書（「合格者へのお知らせ」参照）をホームルーム担任に提出し、学校の許可を得た上で、鑑札の交付を受けること。
- (2) 使用自転車については、学校の自転車検査に合格したものとする。
- (3) 交通ルールを遵守し、安全な乗り方をすること。
- (4) 自転車通学者が鑑札のない自転車に乗ってくる時、または許可のない者が自転車通学をする場合は、ホームルーム担任に申し出、生徒指導部の許可を受けること。

2 列車・バス通学

- (1) 列車・バス通学をする者は、法令及び公衆マナーを守り、他の乗客の迷惑となる行為等をしないこと。
- (2) 通学定期乗車券は使用上の注意を厳守する。

3 運転免許等

運転免許取得は卒業時まで全面的に禁止する。ただし、自動車（普通車・準中型）に限って、3年生の所定の期間に自動車学校へ入校することを許可する。その際に次の書類を提出し学校の許可を受けること。

- | | |
|------|----------------------|
| 提出書類 | ① 自動車学校入校許可願書（第3号様式） |
| | ② 誓約書（第4号様式） |

4 その他

- (1) 道路交通法や交通マナーを遵守し、無免許運転や無断免許取得などをしないこと。
- (2) 通学途上、事故にあったとき、または他の生徒の事故について知ったときは、すみやかにホームルーム担任を通して学校に届けること。

■ 校外生活

- 1 外出するときは、外出先・用件・帰宅時刻等を保護者またはその他の家族に知らせておくこと。
- 2 午後10時以後、保護者同伴以外の外出はしないこと。
- 3 外泊は、やむを得ない事情があり保護者の許可を受けた場合以外はしないこと。ただし、保護者の許可があっても友人宅では泊まらないこと。
- 4 登山や県外に旅行しようとするときは、ホームルーム担任に事前に申し出ること。
- 5 高校生の入場が禁止されている場所へは、出入りしないこと。
- 6 公共交通機関を利用するときは、法令及び公衆マナーを守り、他の乗客の迷惑となる行為等をしないこと。
- 7 アルバイトは原則として禁止する。ただし、長期休業中に限り学校の条件に適合する場合は許可することができる。アルバイトをしようとする者は、アルバイト許可願書（第5号様式）に保護者の同意書・誓約書（第6号様式）を添えて、これをホームルーム担任に提出し、学校の許可を得てアルバイト許可証（第7号様式）の交付を受けること。アルバイト終了後は、ただちにアルバイト報告書（第8号様式）を提出すること。